

## 浄化槽保守点検業務仕様書

本業務は、学校施設に設置している浄化槽の保守点検を行い、機能を常に良好な状態に保つための業務である。

1. 作業場所 別紙のとおり

2. 履行期間 自 令和 7年 6月 1日  
至 令和 8年 5月 31日

3. 点検内容

浄化槽の保守点検は、「環境省関係浄化槽法施行規則」によること。  
また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）、「浄化槽法」（昭和58年法律第43号）、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年法律第110号）等の関係法令を遵守し、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年号外厚生省令第17号）第2条・第3条の規定に基づいて適正な運転管理、施設の保全及び放流の水質管理の業務を遂行するものとする。

4. 資格等

受託者は、奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の規定に基づく業者登録があること。また、浄化槽管理士の資格を有する技術者を派遣し、浄化槽の保守点検技術基準に従い、保守点検が出来ること。

5. 点検業務についての留意点

- ①作業を実施する前に各学校と十分協議し、工程表を教育委員会事務局教育総務課に提出すること。
- ②作業中に諸施設に損害を生じさせた時には、受託者がその責任を負い、速やかに復旧しなければならない。
- ③受託者は、点検完了後は、各学校職員の確認印を必ずもらうこと。
- ④受託者は、業務について質疑が生じた場合は、速やかに市担当職員と協議を行い、業務の円滑な進捗に期さなければならない。

⑤ 報告書に設備不良がある場合は、その原因を書面にて担当職員に報告を行うこと。

⑥ 保守点検業務を実施した場合には、浄化槽法施行規則に基づき、速やかに報告する。

#### 6. 提出書類及び時期

次の書類を記載の時期までに提出するものとする。

① 業務計画書（年間計画） ※契約締結後速やかに

② 資格者証（写し） ※契約締結後速やかに

③ 浄化槽保守点検報告書・点検実地確認書 ※点検後速やかに

別紙

設置学校名		処理方式	規模	点検回数 (投薬・注油)	水質検査
1	片塩小学校 (正門)	全曝気式	350人	12回	
2	片塩小学校 (中庭)	全曝気式	350人	12回	
3	片塩小学校 (給食室)	全曝気式	10人	6回	
4	高田小学校	全曝気式	25人	6回	
5	土庫小学校	長時間曝気式	257人	52回	4回
6	土庫小学校 (グラウンド)	分離接触曝気式	10人	6回	
7	磐園小学校	長時間曝気式	220人	52回	4回
8	陵西小学校	分離曝気式	50人	6回	
9	菅原小学校	接触曝気	201人	48回	4回
10	片塩中学校	全曝気式	40人	6回	
11	高田西中学校	分離接触曝気式	35人	3回	
12	片塩幼稚園	全曝気式	50人	6回	
13	片塩幼稚園 (西側)	腐敗	20人	6回	
14	菅原幼稚園	分離接触曝気式	50人	6回	
<p>※高田西中学校は令和7年10月より下水道切替予定のため、6月～10月末の5ヶ月間のみ点検</p>					